

有価証券報告書の制度改定が企業の調達リスク開示に与えた影響に関する研究

関西大学大学院 延東 晃

1. はじめに

1. 1 本研究の背景

機械製造企業の調達部門では、原材料・部品の調達に伴う様々なリスク対応も責任範囲となり、そのリスクマネジメント（以下、RM）の必要性は高い。そこで Endo and Kamei (2021 公開予定) は日本企業 362 社の調達 RM を実態調査・分析したところ、企業の有価証券報告書（以下、有報）における調達リスク開示が、その RM を促進する可能性を明らかにした。

金融庁は 2019 年 3 月に有報の記述情報改善を目的に制度改定し、上場企業はリスク開示の記述拡充が求められた。本改定が企業の調達リスク開示に与える影響を調査・分析すれば、有報を活用した企業と投資家間での調達リスクコミュニケーション（以下、RC）と RM 促進の手がかりを得る事ができる。

1. 2 本研究の目的

本研究の目的は、有報の制度改定（2019 年）が企業の調達リスク開示に与えた影響を明らかにし、調達 RM 促進に資するリスク開示規程を考察する事である。

1. 3 本研究の方法と手順

1 章では背景、目的、方法を述べる。2 章では用語を定義し、先行研究をレビューする。3 章では調達 RC の考え方を述べ、調達 RC における有報の位置づけを示す。4 章では有報の制度改定が調達リスク開示に与えた影響を調査・分析し、考察する。5 章では結論と今後の課題を述べる。

2. 用語の定義と先行研究レビュー

2. 1 用語の定義

本研究は調達を「原材料・部品の仕様決定への関与、サプライヤ探索及び選定、価格や契約条件の交渉と決定、発注、納期管理、受入れ、検収、までを含むプロセス」と定義する。また、調達リスクを「原材料・部品の調達 QCD（品質・コスト・納期）および CSR (Corporate social responsibility) 調達にマイナスの影響を与える事象または可能性」と定義する。（その他用語は割愛し、論文にて記載致します。）

2. 2 先行研究レビュー

先行研究・書籍（平川・奈良, 2018 など）には、企業の調達 RM 促進を目的に有報でのリスク開示に着目した論文は見当たらない。本研究を進める事で、RM・RC 研究において新たな学術的貢献ができると考えられる。（レビュー論文・書籍は論文にて記載致します）

3. 本研究における調達リスクコミュニケーションの考え方と有報の位置づけ

RM 研究において RC は「①組織が抱えるリスク、②そのリスクマネジメントを組織内部とステークホルダーとで共通理解する事」である（亀井, 2014）。それに基づき、本研究における調達 RC の考え方を図 1 に示す。有報での調達リスク開示は「企業と投資家（株主）間での調達 RC」と位置付けられる。また行政（金融庁）は法律（金融商品取引法）により、その RC を促進していると考えられる事ができる。

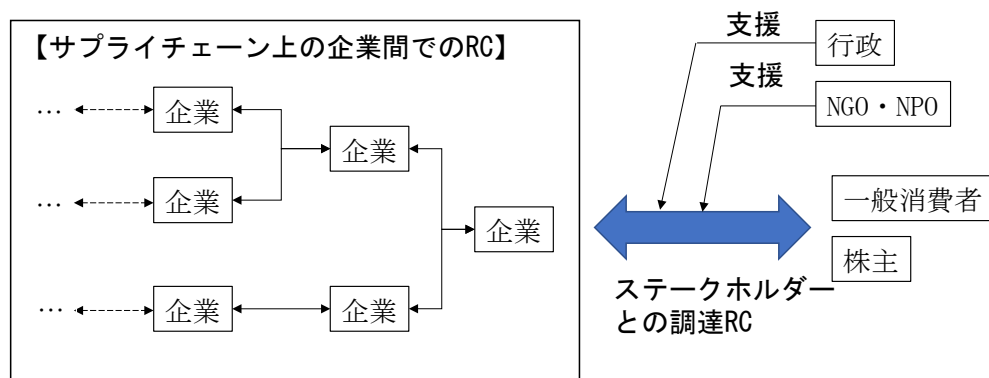


図 1 企業とステークホルダー間における調達リスクコミュニケーションの考え方

4. 有価証券報告書の制度改定が調達リスク開示に与える影響に関する調査と分析

4. 1 目的

(1) 有価証券報告書の記述情報に関する制度改定内容

本改定は「事業等のリスク」に関して、「顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める」としている。金融庁は具体的な改定内容として「記述情報の開示に関する原則」と「記述情報の開示の好事例集」の 2 資料を提示した。それらは企業に対し、一般的なリスクの羅列ではなく、経営に与える重要度に応じたリスク開示と対応策の説明を促している。また積極的な図表の活用も推奨している。

(2) 調査・分析の目的

FY2017 と FY2019 での有報における調達リスク開示動向を比較分析し、制度改定の影響を明らかにすることである。（FY2017 は調達リスクが顕在化した時期であり比較対象とした）

4. 2 方法

(1) 調査方法

1) 調査対象企業

業種「輸送用機器」に含まれる東証 1 部上場企業で、調査期間（2021 年 1 月～4 月）において改定が適用された 2020 年 3 月 31 日以後に提出された有報を入手できた 61 社とした。

2) 調査資料

調査資料は、上記企業が公開する FY2017 と FY2019 の有報「事業等のリスク」である。

3) 調達リスクの抽出・整理方法

延東(2020)が有報から調達リスク記述を抽出した方法に準じた。ただし、抽出のためのキーワードは有報(FY2019)の内容確認後、追加した。抽出した記述は調達リスク項目別(QCDリスクとCSR調達リスク)に分類した。

(2) 分析方法

分析方法は下記3点である。第1に、2時点間で調達リスク開示の変化が明確であった2社を事例研究した。第2に、61社の調達リスク項目別開示件数の記述統計を2時点比較し、有意差検定した。第3に、調査で得られた122サンプル(61社の有報2期分)を上記データに基づきクラスター分析した。分析にはSPSS version 25.0を用いた。

4. 3 結果

(1) 調査結果

表1に調査結果を示す。(増減の多い項目のみ抜粋。論文では全結果を記載致します)

表1 調査企業(61社)の調達リスク開示動向(FY2017・FY2019)(結果を一部抜粋)

大分類	小分類	調達リスク開示内容	FY2017		FY2019		企業数増減 (①-②)
			企業数 (②)	%	企業数 (①)	%	
調達 QCD	価格	市場変動による価格変動	51	84%	42	69%	-9
	納期	需要増による納期遅延	22	36%	29	48%	7
		COVID-2019による納期遅延	0	0%	22	36%	22
		異常気象による納期遅延	0	0%	4	7%	4
CSR 調達	情報セキュリティ	不正アクセス・サイバー攻撃	9	15%	20	33%	11
	環境規制	環境規制の設置や改正への対応	6	10%	20	33%	14

(2) 事例研究

1) トヨタ自動車株式会社の事例

同社の有報における調達リスク開示内容を2時点で整理・比較したところ、COVID-2019による調達への影響が反映されていた。(詳細は発表時に報告致します)

2) 三菱ロジネクス株式会社の事例

同社はFY2019において図表を活用し、同社が重要視するリスク(調達リスク含む)を開示していた。(詳細は発表時に報告致します)

(3) 分析結果

1) 記述統計と有意差検定結果

調達リスク項目のうち納期、法規制、情報セキュリティ、環境規制で有意差を確認した。

2) クラスタ分析結果

122 サンプル(61 社の 2 期分)は 4 分類された。各特徴と年度別企業数を示す (図 2)。

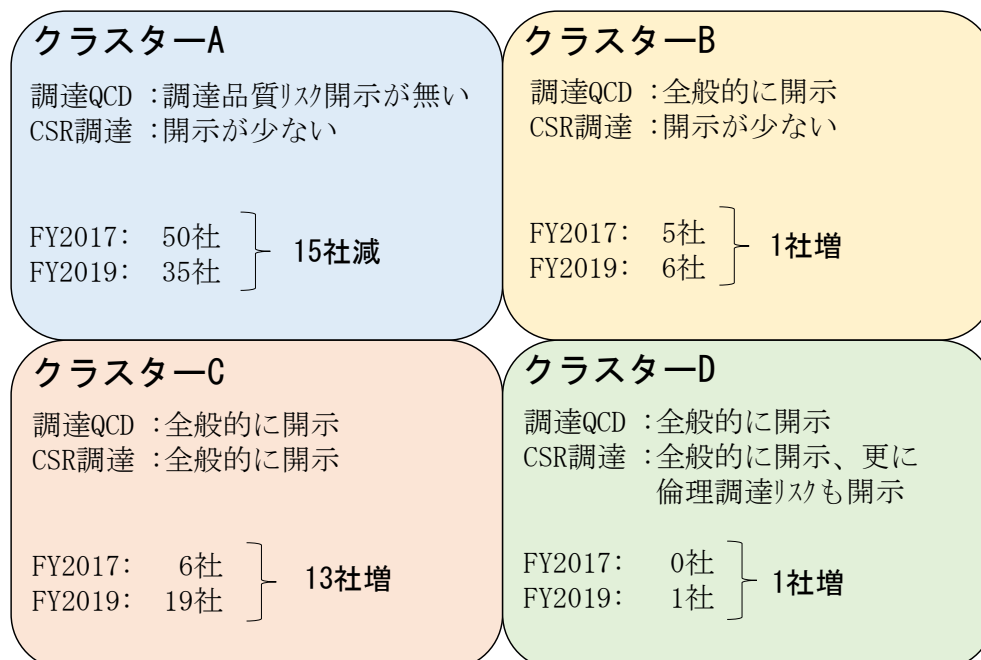


図 2 調達リスク開示件数に基づく調査企業(61 社)のクラスタ分析結果

4. 4 考察

調査・分析から本改定は FY2019 近辺で特に注目され、企業が重要視したと考えられた調達リスク開示を促進したと言える。また、有報での調達 RC 向上の余地も明らかにした。

本研究は上記余地の改善のため、有報作成ガイドラインにおける調達リスク開示規程として下記 2 点を提案したい。第 1 に、調達リスク項目別にキーワードを設け、リスク記述への追加を促す事である。第 2 に、企業にとってのリスク開示のメリット・デメリットを記載する事である。(本レジュメでは詳細は割愛し、論文に記載致します)。

5. おわりに

5. 1 本研究の結論

本研究は、有報の制度改定(2019 年)が調達リスク開示に与えた影響を調査・分析し、結果を考察した。また、考察結果に基づき調達リスク開示規程を提案した。

5. 2 今後の課題

今後、数理計画法などの数理モデルを用いて調達リスク開示規程案の有効性・課題を客観的に検証する必要がある。

(参考文献は紙面の都合から本レジюмеでは割愛し、論文において記載致します)